

介護保険料の 支払い時期・制度 要点簡単まとめ



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年4月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

介護保険料の支払い時期・制度 要点簡単まとめ

従業員の介護保険料の支払い時期

- 従業員が介護保険料の支払い義務を負うのは、40歳の誕生日の前日が含まれる月の初日からです。40歳から64歳までの従業員で健康保険に加入している場合（第2号被保険者）、介護保険料は健康保険料と合わせて徴収され、給与から天引きされます。多くの企業では翌月徴収方式を採用しています。
- 従業員が65歳の誕生日の前日が含まれる月の初日から、第2号被保険者から第1号被保険者へと移行します。この時点で、介護保険料の支払い方法も通常変更となり、年金の年間受給額が18万円以上の場合、原則として年金から特別徴収（天引き）され、18万円未満の場合は市区町村からの請求（普通徴収）により納付します。
- 65歳以降も就業を継続している場合でも、介護保険料は給与からではなく年金から控除されるのが一般的です。

介護給付を受けるための資格要件

介護保険の給付を受けるための資格要件は、被保険者の区分によって異なります。

第1号被保険者

65歳以上

原因を問わず、介護が必要な状態（要介護）または支援が必要な状態（要支援）と認定された場合にサービスを利用できます。

第2号被保険者

40歳～64歳

初老期の認知症や脳血管疾患など、厚生労働省が定める16種類の特定疾病により介護が必要な状態または支援が必要な状態と認定された場合に限り、サービスを利用できます。

従業員と事業主の保険料負担

- 40歳から64歳までの従業員（第2号被保険者）で健康保険に加入している場合、介護保険料は原則として従業員と事業主が半分ずつ負担します（労使折半）。
- 介護保険料率は、全国健康保険協会（協会けんぽ）や各種健康保険組合ごとに異なり、毎年見直されます。保険料は従業員の標準報酬月額や標準賞与額に基づいて決定されます。
- 一方、65歳以上の第1号被保険者の保険料は、居住する市区町村が決定し、所得に応じた負担額となる。原則として年金から特別徴収されるが、年金受給額が18万円未満の場合や新たに65歳になったばかりの人は普通徴収となります。

